

令和 7 年度 第 1 回  
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会  
議 案

議 第 312 号 産業廃棄物処理施設の用途に供する  
建築物の敷地の位置について

令和 7 年 12 月 12 日



(議第312号)  
大計建企第282号  
令和7年10月24日

大阪市都市計画審議会

会長 嘉名光市様

特定行政庁

大阪市長 横山英幸

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の  
敷地の位置について（付議）

標題について、別紙案のとおり、建築基準法第51条ただし書  
の規定により付議します。



(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置等は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	大阪市 大正区 南恩加島 五丁目 7番19 他30筆	8,431.89 m <sup>2</sup>	処理能力（一日あたり） 廃プラスチック類の破碎施設 93.6 t 木くずの破碎施設 108.0 t

理 由

廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設であり、産業廃棄物の減量化を図るとともに、資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第51条ただし書きの規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

(参考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名 称		産業廃棄物処理施設				
位 置		大阪市大正区南恩加島五丁目 7 番 19 他 30 筆				
敷地面積		8,431.89 m <sup>2</sup>				
地域地区		工業専用地域（建蔽率 10 分の 6、容積率 10 分の 20） 臨港地区（工業港区）、建築基準法第 22 条区域				
施設の概要	主要用途		産業廃棄物処理施設			
	建築物	建築物用途	産業廃棄物 処理施設 (工場棟)	産業廃棄物処 理施設・倉庫	その他 (6 棟)	合計
		建築面積 (m <sup>2</sup> )	2,414.36 〔うち増築部分 462.21〕	639.36 〔うち増築部分 139.56〕	715.44	3,769.16 〔うち増築部分 601.77〕
		延べ面積 (m <sup>2</sup> )	2,403.68 〔うち増築部分 462.21〕	639.36 〔うち増築部分 139.56〕	999.84	4,042.88 〔うち増築部分 601.77〕
	構造・階数		鉄骨造 平屋建	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 2 階建他	—
	処理能力		廃プラスチック類の破碎施設 木くずの破碎施設			
			93.6 t / 日 108.0 t / 日			
	最終処分方法		資源として再利用を基本とし、 再利用できない廃棄物については最終処分場にて処理する			
備 考		平成 31 年 2 月 21 日第 294 号で法第 51 条許可済				

## 位置図





## 説明図

